



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 45(3), 237-239
Issue Date	1994-10-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15585
Type	other
File Information	45(3)_p237-239.pdf



北海道大学法学部法学会記事

本報告の内容は別稿にて掲載される予定である。

○平成六年二月一八日（金）午後一時三〇分より

「法学史から見た実定法学」

報告者 小菅 芳太郎 氏

（北海道大学法学部教授）

出席者 四五名

○平成六年一月二七日（木）午後三時より

「法律学の視点と役割」

報告者 田中 成明 氏

（京都大学法学部教授）

出席者 三〇名

本報告の内容は別稿にて掲載される予定である。

○平成六年三月一八日（金）午後一時三〇分より

「電子取引の法秩序へのインパクト」

報告者 アメリカ・H・ボス 氏

（テンプル大学ロースクール教授）

出席者 一九名

本報告の内容は別稿にて掲載される予定である。

○平成六年二月四日（金）午後三時より

「アメリカ法における法と政策」

報告者 松浦 好治 氏

（大阪大学法学部教授）

出席者 二四名

〔報告要旨〕

情報ハイウェイを利用した情報交換には迅速な通信、通信エ
ラーの削減、書類の削減、在庫管理の容易化、マーケティング
費用の削減などの利点があることから、企業による electronic

data interchange (EDI)——予め定められたフォーマットを用いてするコンピュータ間のデータ交換——の利用が増えてきており、取引環境の変化が生じている。第一に、ペーパーレス化、企業の通常の意志決定における人の不介入、取引の迅速化、大量のデータ利用・アクセスの可能化などの取引実務の変化がみられる。第二に、企業間の直接の通信だけでなく付加価値通信網(VAN)などの第三者を介した電子取引が増えており、新しいサービス産業が登場してきている。第三に、情報自体に価値が生じ、取引の対象となつてきている。このような変化がすでに国際的な広がりを持ちながら生じているにも関わらず、その情報ハイウェイには「交通ルール」が必要であるということが見落とされているように思われる。

情報ハイウェイの「交通ルール」は、いくつかのレベルで考えられる。第一に、二当事者間合意がある。交渉費用を節約することを一つの目的としたモデルEDI協定も多くの国(米豪英仏蘭など)で作成され、日本でもその作成が進められている。しかし、これには、その有効性を裁判所が認めるかどうかが不確実、協定当事者しか拘束しないなどの問題がある。第二に、多当事者間合意(例、SWIFT)のような閉じられたシステムが考えられるが、これには約款一般について伴う問題がある。

第三に、制定法による対応が考えられる。アメリカでは、EDTに関する第四A編が一九八九年にUCCに加えられたのに始まり、第二編(売買)、第五編(信用状)、第八編(投資証券)、第九編(担保付取引)などについて、取引のペーパーレス化や情報自体の取引に対応する改正が進められつつある。国際規模ではUNCITRALによりEDTのモデル法が制定され、政府調達に関する法統一作業においてもEDIへの対応がなされている他、EDIそのものに関するモデル法作成作業も進められている。地域規模ではECのTEEDISが有名である。第四に、行政規制レベルの対応が考えられる。たとえば税務当局が電子的な取引記録を承認するかどうかという問題があるが、アメリカは一定のセーフガード措置がなされていること、要求があった場合に即時に提出できることなどの条件をクリアした電子記録を認めている。他方、フランスでは事前承認制をとり、韓国では国家的規制を受けている特定のVANを利用した電子記録のみを認めている。これらの四つの対応レベルのうち現在最も広く用いられている最初の二つは、たとえば詐欺防止法のような強行法規の前には無力であるから、制定法・行政規制レベルの対応へのシフトが望まれる。そして、それはEDIに人為的な障壁をなくし、当事者に自由な取引設計を許すという原

則に基づくものであるのが望ましい。そのような制定法・行政規制は、当事者間の契約交渉の枠組や、合意に欠缺がある場合の補充規定を用意するという点でも有意義である。

E D I は上記で触れた問題の他にも、通信内容のプライバシー、無権限アクセス・利用の刑事責任、著作権、情報産業の独占的企業行動、アクセスにおける差別の問題など、法律家に対して多くの課題を投げかけているのである。

〔参考資料〕 Amelia H. Boss, *The Evolution of an Electronic Marketplace*, *Datalaw Report* 1 (2): 1, 4-9 (1993)

(文責 曾野裕夫)

※ 所属・地位は報告当時にて記載